



栃木県公報

平成29年
10月12日(木)
号外
第45号

目次

条 例

○栃木県手数料条例の一部改正	2
○栃木県県税条例等の一部改正等	3
○とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正	5
○栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正	6
○栃木県農村地域工業等導入促進審議会条例の廃止	6

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第29号）

- 1 旅行業法等の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録申請手数料を新設することとしました。
- 2 不動産特定共同事業法の一部改正に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料及び登録更新申請手数料を新設することとしました。
- 3 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）
- 4 この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例等の一部改正等（栃木県条例第30号）

- 1 栃木県県税条例及び栃木県県税条例等の一部を改正する条例関係
 - (1) 電子情報処理組織を使用して自動車保有関係手続を行う場合の自動車取得税の納付の方法及び自動車税の徴収の方法の特例を設けることとしました。（栃木県県税条例第102条の9及び第111条関係）
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。（栃木県県税条例等の一部を改正する条例第1条関係）
- 2 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例関係
地域再生法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第2条関係）
- 3 栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例関係
栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例は、廃止することとしました。
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成30年2月5日から施行することとしました。ただし、1の(2)、2、3、(2)及び(3)は公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
 - (3) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

ア 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例（第2条関係）

イ 栃木県低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（第2条関係）

◇とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部改正（栃木県条例第31号）

- 1 栃木県県税条例に定める県民税の均等割の税率の特例措置について、適用期間を10年間延長することとしました。（第3条及び第4条関係）
- 2 この条例の施行後5年を経過した場合の検討及び国又は地方の税制の動向等を踏まえた検討について規定することとしました。（附則第3項及び第4項関係）
- 3 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部改正（栃木県条例第32号）

- 1 栃木県営大下沢発電所の運転を開始するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第4条関係）
- 2 この条例は、平成29年11月1日から施行することとしました。

◇栃木県農村地域工業等導入促進審議会条例の廃止（栃木県条例第33号）

- 1 農村地域工業等導入促進法の改正に鑑み、栃木県農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止することとしました。

2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第二十九号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二百六十三の項から二百六十六の項までの規定中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>二百六十六の二 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号。以下この項において「法」という。）附則第四条の規定により行うことができることとされる通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）第一条の規定による改正後の旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく法第二条の規定による改正後の旅行業法第二十三条に規定する旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査</p>	<p>一万五千元</p>
---	--------------

別表第一の四百九十五の項の次に次のように加える。

<p>四百九十五の二 不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査</p>	<p>六万円</p>
<p>四百九十五の三 不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の</p>	<p>六万円</p>

更新の申請に対する審査

第二条 栃木県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一の二百六十六の二の項中「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号。以下この項において「法」という。）附則第四条の規定により行うことができることとされる通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）第一条の規定による改正後の」及び「法第二条の規定による改正後の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中栃木県手数料条例別表第一の四百九十五の項の次に次のように加える改正規定
平成二十九年十二月一日
- 二 第二条の規定 平成三十年一月四日

(文書学事課)

栃木県県税条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成二十九年十月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十号

栃木県県税条例等の一部を改正する等の条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第一条 栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第百二条の九ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、収納計器による納税証紙印の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相当する現金を納付することができる。

- 一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条（新規登録の申請）又は第十三条（移転登録）の規定による登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年栃木県条例第五号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合

- 二 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ないと認めた場合

第百二条の十一中「第百二条の九」を「第百二条の九第一項」に改める。

第百十一条及び第百十二条を次のように改める。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第百十一条 自動車税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条（新規登録の申請）の規定による登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第百十三条第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該納税義務者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を法施行規則第九条に規定する方法により徴収することができる。

第百十二条 削除

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、栃木県県税条例第百五条の見出し及び同条を改め、同条の次に十三条を加える改正規定のうち第百五条の五第二号中「この号」の下に「及び第百五条の七第二項第一号」を加え、同改正規定のうち第百五条の七の見出し中「納付方法」を「納付の方法」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、収納計器による納税証紙印の押印に代えて納税証紙印の額面金額に相当する現金を納付することができる。

一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録又は移転登録の申請を行い、併せて栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年栃木県条例第五号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合

一 前号に掲げる場合のほか、知事がやむを得ないと認めた場合

第一条のうち、栃木県県税条例第百五条の見出し及び同条を改め、同条の次に十三条を加える改正規定のうち第百五条の九中「第百五条の七」を「第百五条の七第一項」に改め、同条例第百十条の見出し及び同条の改正規定の次に次のように加える。

第百十一条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に、「道路運送車両法第七条（新規登録の申請）の規定による登録」を「新規登録」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に、「第九条」を「第九条の十六」に改める。

(栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第三条 栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(平成二十八年栃木県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第十九項」を「第五条第十八項」に改める。

(栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の廃止)

第四条 栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年栃木県条例第二十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年二月五日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の廃止に伴う経過措置)

2 第四条の規定による廃止前の栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例第一条に規定する対象地区内において、平成二十一年十二月三十一日以前に同条例第二条に規定する工業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する同条の規定による県税の課税免除については、なお従前の例による。

(栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「栃木県農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例(昭和四十七年栃木県条例第二十九号)又は」を削る。

一 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第三十三号)第二条

二 栃木県低開発地域、工業開発地区における県税の課税免除に関する条例(平成十二年栃木県条例第五十一号)第二条

(栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例第一条に規定する過疎地域内において、平成二十一年十二月三十一日以前に前項第一号の規定による改正前の同条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する同条の規定による県税の課税免除については、なお従前の例による。

(税務課)

とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十二日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第三十一号

とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部を改正する条例

とちぎの元気な森づくり県民税条例（平成十九年栃木県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「平成二十九年度」を「平成三十九年度」に改める。

第四条中「平成三十年三月三十一日」を「平成四十年三月三十一日」に改める。

附則第二項の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十五年度」に改め、同項中「平成二十九年度」を「平成三十五年度」に改め、「平成二十年度」の下に「から平成三十九年度」を、「平成二十六年度」の下に「から平成三十五年度」を加える。

附則第三項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（検討）」を付し、同項中「この条例の施行後」を「とちぎの元気な森づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成十九年栃木県条例第三十一号）の施行後」に改め、附則に次の一項を加える。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、国又は地方の税制の動向等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（環境森林政策課）

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十二日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第三十二号

栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年栃木県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中 「

栃木県営小網発電所	一三〇
-----------	-----

」を

「

栃木県営小網発電所	一三〇
栃木県営大下沢発電所	三九

」に、「（昭和三十

九年法律第七十号）」を「（昭和二十九年法律第七十号）」に改め、「小売電気事業者」の下に「又は同項第九号に規定する一般送配電事業者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（企業局）

栃木県農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十二日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十三号

栃木県農村地域工業等導入促進審議会条例を廃止する条例

栃木県農村地域工業等導入促進審議会条例（昭和四十六年栃木県条例第三十九号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業政策課)